

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 岩 崎 宏

埼玉県監査委員 石 井 平 夫

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

- ①平成28年度・平成29年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行
- ②小児医療センターで発覚した不適正な診療報酬請求事務の再発防止その他の監査

(2) 監査の対象機関 46機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所
県民生活部	消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	越谷環境管理事務所
福祉部	精神保健福祉センター、中央児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所
保健医療部	川口保健所、本庄保健所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター
農林部	川越農林振興センター、加須農林振興センター、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、庄和浄水場、吉見浄水場
病院局	経営管理課、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
教育局	久喜図書館、さきたま史跡の博物館、浦和工業高等学校、川口工業高等学校、栗橋北彩高等学校、越谷総合技術高等学校、草加西高等学校、秩父高等学校、蓮田松韻高等学校、三郷北高等学校
警察本部	秩父警察署

(3) 監査実施日

- ①平成29年8月21日～平成29年10月20日
- ②平成29年9月14日～平成29年11月8日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	草加西高等学校	平成28年度の非常勤職員報酬について、次の点で不適切であった。 同校の非常勤職員である就職支援アドバイザーが平成28年6月に「就職支援アドバイザー研究協議会」に参加したが、当該業務に対する報酬を支払っていなかった。